

第 6 章

全体構想

- 6-1 土地利用の方針
- 6-2 公園・緑地の整備方針
- 6-3 河川の整備方針
- 6-4 下水道の整備方針
- 6-5 交通体系整備の方針
- 6-6 市街地整備の方針
- 6-7 都市環境の保全・形成の方針
- 6-8 都市景観の形成の方針
- 6-9 都市防災に関する方針
- 6-10 都市施設に関するその他の方針

6-1 土地利用の方針

6-1-1 土地利用の基本方針

土地は、現在および将来における限られた資源であるとともに、市民が生活および生産を通じて様々な活動を行うかけがえのない貴重な財産です。豊かな自然と調和するとともに、市民の暮らしや産業経済の場として不可欠な基盤であるため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

新たな課題として、豪雨水害被害を乗り越え、美しい球磨川や多様な文化・歴史と共にある持続可能な地域づくりに取組むため、既往の土地利用を基本としつつも豪雨による被害状況を踏まえながら球磨川沿いの地区ごとに土地利用の方向性が求められています。

行政、住民、事業者等の連携による情報共有や復興まちづくりの方向性を含め、災害以前からの課題であった空き家、空き地等を含む低未利用地の今後のあり方、被災地の再建等について検証、検討を進めます。

(1) 人吉市全域

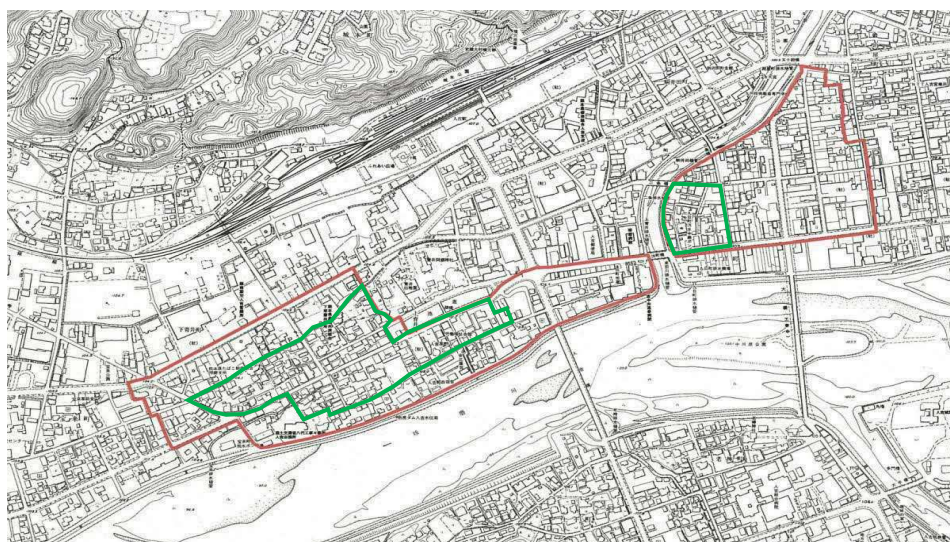
■土地利用区分による、計画的な市街化と自然環境保全の両立

人吉市全域を、ゆとりある環境を有する自然・農林ゾーン、自然・農林ゾーンを活かすための産業ゾーンおよび商業・業務・工業・住居等の都市的機能を備える市街地を含む都市計画区域に区分し、土地利用を図ります。

(2) 都市計画区域

① 中心市街地

中心市街地を核にコンパクトにまとまった市街地の形成をめざし、公共施設の集約化をはじめ、医療、福祉、金融、商業等の生活サービスや居住区域の計画的な誘導等による都市機能の充実化を図ります。特に令和2年7月豪雨を契機とした被災市街地復興推進地域の指定により、青井地区、中心市街地地区において土地区画整理事業を進め、併せて国道、都市計画道路、公園等を含めた都市緑化やウォークアブルなどの復興まちづくり計画に則した面的整備に取り組む、安全かつ快適で、賑わいのあるまちの創出をめざします。



資料：人吉市 HP より

図 6-1 被災市街地復興推進地域・土地区画整理事業の範囲

② 用途地域

比較的安価な地価で、浸水リスクの低い郊外部への人口の流出や空地等の増加による低密度化が進んでいますが、用途地域内においてはコンパクトなまちづくりを推進していくため、安全で快適な市街地環境を整えながら、居住誘導を行うことで人口密度の保持に努めます。また、都市施設や交通体系の再整備や拡充等により、中心市街地と共に都市サービスを楽しむことができる便利で、利便性の高い市街地の形成をめざします。

③ その他の都市計画区域

大規模な農業施設等の再整備が予定される一方、政策的な土地利用や被災地等における農地離れも進み、将来の均衡ある土地利用について多くの課題が存在しています。

一方で、既成市街地である用途地域指定区域から用途地域外への人口が流出し、幹線道路沿線へ大型商業施設の立地などを背景に、郊外には準居住区域ともいえるエリアが確立し、近隣町村等の関係性において、都市として一定の機能を担っています。今後は居住の誘導や施設の集約によりコンパクトなまちづくりを進めながら、郊外の準居住区域の動向にも注目をしていきます。

(3) 自然・農林業ゾーン

基本的生産基盤である農用地は、災害の防止および地下水涵養など、国土を保全する機能を有していることから、適正な保全を図り、農用地の集積を推進します。（「人吉農業振興地域整備計画」より）

本市には天然生の広葉樹が広く存することから、自然景観に優れた集落と森林とを有機的に結びつけ、ふれあいの場として活用を推進していきます。（「人吉市森林整備計画」より）

また、各集落の核となる地域を拠点として位置付けるなど、中心市街地と交通網で確実に結ぶことにより、地域の活力を維持し、農林業の機能を維持していきます。

(4) 産業ゾーン

人吉中核工業用地では、工場の立地・増設に対し優遇制度を設け、産業の集積を推進します。



資料：「人吉市総合計画」より

図 6-2 市全域図

6-1-2 土地利用区分毎の整備方針

■商業地

◆本市における中心的商業・業務機能集積地で、都市活動の中心地

- ◇商業・業務・文化等、活動的な都市機能の積極的な誘導を図るとともに、「人吉市総合計画」等の上位関連計画に即した基盤施設整備を促進し、歴史・文化や自然といった本市の特性を色濃く反映した賑わいのある魅力的な商業・業務空間の形成を促進します。
- ◇温泉施設や球磨川、人吉城跡等、付近の観光資源の復興を官民協働で図りつつ、これらの資源との連携を深めるために、駐車場の確保や街並みといった観光機能を強化し、市内外から人を集める交流拠点として魅力の向上を図ります。
- ◇空き家については、「人吉市空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度等を活用しながら空き家バンクの内容充実や、情報発信に力を入れていくとともに、空き家を活用したU・I・Jターン等での移住者の定住促進に取り組むなど有効活用を図ります。空き地については、住民・事業者等との連携による社会実験(定期的なマルシェ等)を実施しながら、球磨川の治水対策の進捗を踏まえつつ、被災後に生じたまちなかの低未利用地の今後の再建、暫定利用の方法を検討していきます。
また、潜在的な空き家への対策も検討し予防的施策を実施します。

■沿道型商業地

◆自動車での利用が容易で、広域的な集客を目的とした沿道型の商業施設が集中して立地する商業地

- ◇広域的に購買客を集める沿道型商業地は、地域の商業開発に考慮したゆとりある敷地規模の確保、人吉ICや他の地域からアクセスする幹線道路の整備等により、商業地としての環境づくりを促進します。
- ◇国道219号沿道の商業地は、開発の際には周辺の住環境や緑の景観に与える影響を十分考慮するよう指導する等、周辺環境に配慮した開発を誘導します。

■住居系市街地

◆中心商業・業務地を取り囲むように、住宅を中心とした建物が連続する市街地

- ◇住居系土地利用を主体とし、商業、業務、文化等の用途が適度に混在する利便性の高い住宅地とします。
- ◇住居系市街地では、高齢者等および子育て世帯向けの公営住宅の整備等による人口密度の維持や、都市基盤施設の整備による住環境の改善と利便性の向上を推進します。
- ◇地方創生推進交付金等の活用などによる、サテライトオフィスに必要な環境創りや、空き家や建設型応急住宅の利活用による移住・定住環境づくりを進め定住を促進します。
- ◇人口密度の低い西地域の住居系市街地は、今後の移住者等の受け皿として道路、公園等の基盤施設を計画的、先行的に整備し、良好な住環境を備えた市街地の形成を促進します。

■産業・交流地

◆工業団地、工業施設や文化活動や交流を促進する施設が立地する場所

- ◇梢山工業団地等は、アクセス道路となる国道445号、（都）下林願成寺線等の整備により工業地としての機能・利便性を向上させることで、物流の効率化に繋がります。
- ◇都市計画区域外の人吉中核工業用地では、南九州の地域資源の強みである農林業の潜在力を活かした関連企業の集積を図ります。また、その他の製造業誘致等、あらゆる可能性も模索しつつ、総合的に検討を行い、企業誘致活動を展開します。新たな工業用地の確保については、進出企業の需要に応じた適切な土地の情報を提供するため、進出に適した土地の調査、低未利用地等の活用など、土地利用全体から検討を進めます。
- ◇文化活動やスポーツ活動を促進するとともに、市内外の交流を生み出す施設が集積した文化・交流の拠点としての整備を推進します。

■田園集落地

◆既存市街地を取り囲むように広がる農地に、古くからの農業集落や新興住宅が点在する場所

- ◇農地に点在する既存の集落では、必要な区画道路や公園、排水施設等の基盤施設を整備して集落外への宅地の拡散を防ぐとともに、農業基盤施設整備等により農業生産性の向上を図ります。
- ◇市街地の基盤整備や郊外における開発誘導等により、田園集落地の環境を悪化させる無秩序な開発行為等を抑制し農地や山林等の環境を維持します。
- ◇農業生産基盤整備が行われた農地や集団性のある農地等、農業生産力が高い農地については無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保を図ります。
- ◇国・県等の制度活用や企業との連携も含めた幅広い支援を行い、農業経営の安定化と所得向上を図るとともに、農業の6次産業化、高付加価値化、農業体験等を通じたグリーンツーリズム等を推進していくことで、耕作放棄地の解消を目指します。
- ◇集落においては、地域内道路や公園、基盤施設整備の推進により、ゆとりある住環境を実現します。

■自然緑地

◆市街地からの緑の景観を形成する平野部周辺の山々や、村山公園や人吉城跡公園等の市街地内の緑地等からなる自然環境の保全地

- ◇本市の特性でもある緑の景観の維持と、美しい河川の流れの源となる水源涵養林として積極的に保全します。
- ◇また、自然に親しむ、自然を楽しむ空間として、自然環境の保全に配慮しながら緑のレクリエーション空間としての活用を図ります。

■被災地域(上記各地区と重複)

◆令和2年7月豪雨により被害を受けた被災地

■市街地検討エリア

◆用途地域外において、まとめて住宅や商業施設等の立地が見られる場所

- ◇用途地域外のJR西人吉駅周辺や鬼木町中央部については、住宅地の外延化、低密度化を抑制し、今後の土地利用を適切にコントロールしていくため、市街地検討エリアとして位置づけ、地域地区、地区計画等の指定について検討していきます。

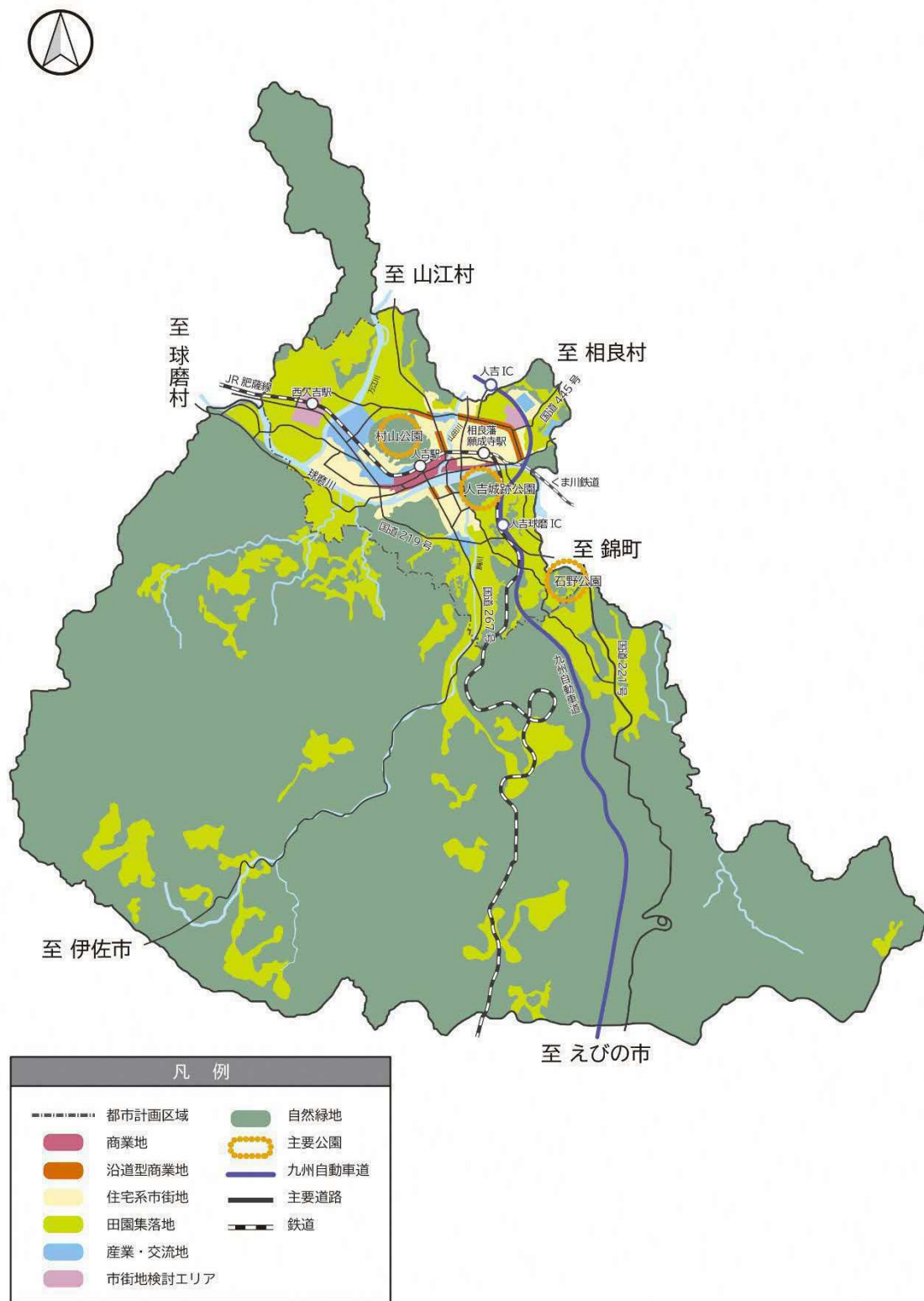


図 6-3 土地利用方針図(市全域)

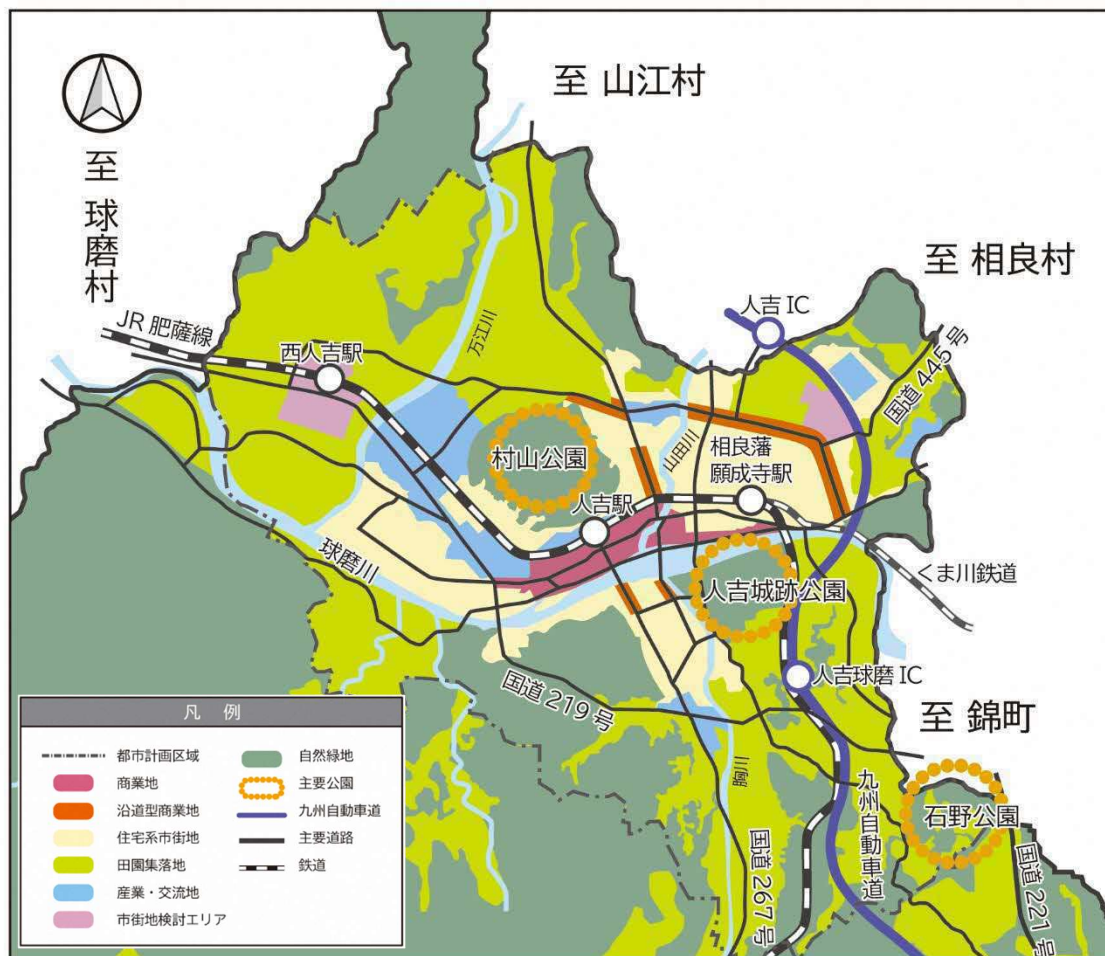


図 6-4 土地利用方針図(都市計画区域)

6-2 公園・緑地の整備方針

6-2-1 公園・緑地整備の基本方針

■各公園の役割をふまえた適切な公園の確保

本市には村山公園、人吉城跡公園、石野公園等比較的規模の大きい公園が整備されているため、人口1人当たりの公園面積では県内でも高い水準にあります。

今後は、市民生活に密着した身近な公園を計画的・効率的に維持し、市街地環境の向上とゆとりある市民生活を確保します。

■災害に備えた公園の整備や機能の充実、見直し

公園は、震災・水害時の一時避難場所や延焼遮断帯、また、災害時における雨水貯留機能など防災面での重要な役割があります。

今後、公園を整備するにあたっては、防災機能に配慮した公園整備に努めるとともに、既存公園においても設備の更新時等において防災機能が向上するよう見直すこととします。

■公園施設の適切な維持管理と長寿命化

本市の都市公園は、設置から30年以上経過しているものもあり、公園設備の老朽化や樹木の老木化等が進んでいます。

今後も、公園利用者の安全・安心の確保を図るため、改築・更新を随時行っていくものとしますが、維持管理費の軽減を図るため、今後、官民連携等の手法を活用するなど公園管理費等の低減に向けた検討を行います。

■球磨川や山林等、人吉の自然資源を活用した居心地の良い癒しの空間づくり

球磨川に代表される河川や市街地を取り囲む緑の山々等、本市は豊かな自然環境に恵まれています。その貴重な財産である自然環境の保全を図るとともに、環境に配慮した施設整備を行い、自然にふれあう場として環境教育の実践、屋外レクリエーションの需要に対応する居心地の良い癒しの空間として活用します。

■緑豊かな市街地環境の形成

本市の特性である自然環境を身近に感じるまちを実現するため、市街地からの緑の景観を形成する周辺緑地や、人吉城跡公園、村山公園といった市街地内のまとまった緑地を保全します。さらに、道路や公園等の公共施設へ緑の積極的な導入を図るとともに、植栽や生垣の奨励等により民間施設の緑化を促進し、緑豊かな市街地環境の形成を図ります。

6-2-2 公園・緑地の整備方針

(1) 公園配置の方針

市民のみならず広域的な利用を目指した村山公園、中川原公園、人吉城跡公園、石野公園に加え、市街地には地域の緑地空間となる住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園）を、将来にわたる公園整備状況を考慮し、適切に配置、整備します。

また、安全、安心を確保する防災まちづくりの観点や、復興に伴う土地区画整理事業によって計画される公園・緑地の整備、改良等についても、その機能が十分発揮できるよう適正配置等に努めます。

その他、市街地外の集落等についても、集落の人口、面積、拠点性等を考慮し、地域のコミュニティ活動を支える公園、・緑地等の配置を同様に進めていきます。

■ 公園配置の概念図

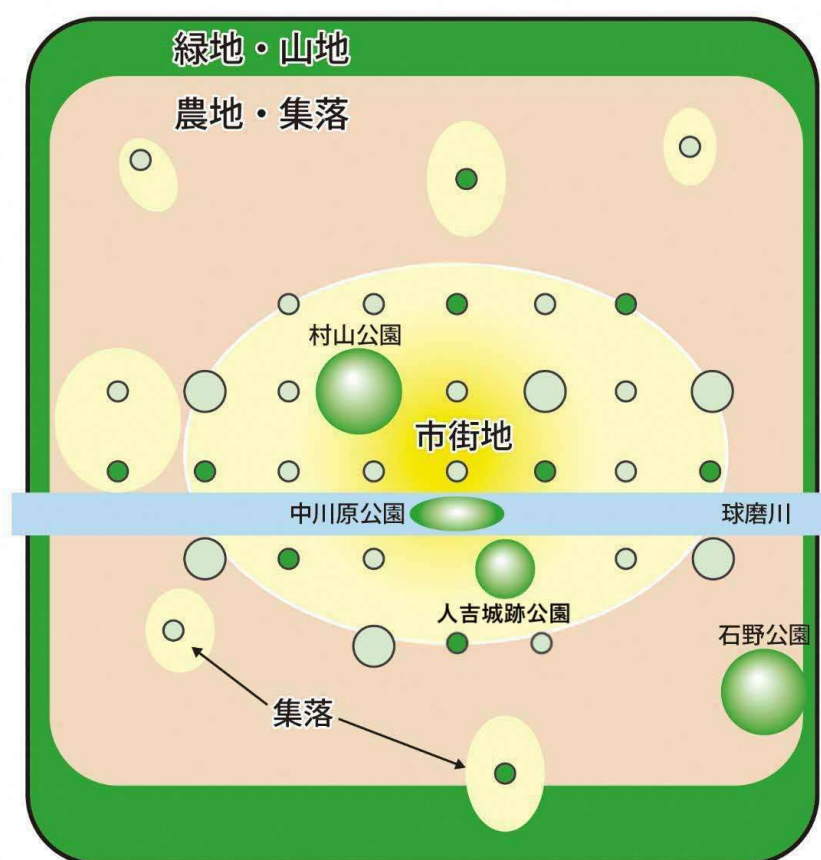


図 6-5 公園配置の概念図

(2) 公園整備の方針

今後の人口減少等を踏まえると大規模な基幹となる都市計画公園の整備は困難な状況にあり、長寿命化等による維持・補修を進め適正管理に努めます。一方、住区基幹公園については、市民のニーズの把握に努めながら、環境、防災、まちづくりの観点から優先順位を付けながら、市全体で効率的な整備を進めます。また、整備や更新にあたっては幅広い世代の利用や、ユニバーサルな機能等の導入に努めます。

公園区分		公園機能
基幹となる公園		◇市民のみならず市外からの広域的な利用を目的とし、本市の都市構造、公園体系において基幹となる公園。 ◇村山公園、中川原公園、人吉城跡公園、石野公園を位置づける。
住区 基幹 公園	地区公園	◇主として徒歩圏域に居住する者の利用に供することを目的とした公園。
	近隣公園	◇主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	街区公園	◇街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

●基幹となる公園の充実

基幹となる各公園はそれぞれの役割を明確にし、市民の様々な余暇活動に対応する施設、市外からの人を集められるような文化施設等、様々な施設を集積し複合的機能を備えた本市の居心地の良い癒しの空間となる基幹的公園として、役割に応じた機能の拡充を図ります。

公園名称	整備方針
村山公園・城本公園 (観光・レジャー・歴史公園)	◇多目的に利用できる芝生広場や子供が遊べる遊具広場の整備等、レジャー機能の拡充により、さらなる魅力の向上を図るとともに、公園へのアクセス道路として機能する(都)瓦屋下城本線と、JR人吉駅からの連絡路を兼ねた遊歩道を整備し、自動車・歩行者両方のアクセス強化による利用促進を図ります。 ◇また、隣接する村山風致地区とともに緑の景観の維持保全に努めます。
中川原公園 (自然・観光公園)	◇浸水を前提としながらも、だれもが河川環境を楽しむことができる、治水安全性を確保した新たな公園整備に努めます。
人吉城跡公園 (歴史・観光公園)	◇石垣等の史跡の保存・管理を図るとともに、公園内の発掘・調査を進め、ガイダンス施設による情報発信の充実、観光客、市民の交流の場としての利活用を行い、本市の歴史を感じさせる公園としての魅力向上を図ります。
石野公園 (文化・レジャー公園)	◇子供たちが遊ぶ遊具や多目的広場の施設等について維持・更新を図り、キャンプといったレジャー、レクリエーションスペースの機能を強化し、「道の駅 人吉」としての観光客の満足度向上と市民の利用促進を図ります。

●地区公園の整備

スポーツを含む様々なレクリエーションに対応する地域の基幹となる公園として、その誘致圏を考慮しながら適切な位置に整備します。運動・レクリエーション施設とともに、緑や水といった本市を象徴する自然資源を公園施設として積極的に導入し、本市の特性を反映した公園づくりを行います。

●近隣公園・街区公園の整備

市街地においては、街区公園を計画的、効率的に整備し、市街地環境の改善を図るとともに、植栽や自然材料の使用、石垣や武家門等の歴史を感じさせるモチーフを多用した施設整備等、地域の歴史や自然といった特性を反映した公園を整備します。

郊外部においても、農地等の低利用地の宅地化に備え、地域内の住宅地、集落等に身近な街区公園等の整備を推進します。

公園の計画・整備においては、未利用地や民間の借地などを効果的に活用するとともにPFIなど民間のノウハウを活用した整備についても検討します。

また、身近な公園の計画・整備および整備後の管理においては、地域住民が参加できる機会を設け、利用者の視点に立った公園整備を行います。

●河川空間の公園的利用による水と緑のネットワークの形成

球磨川を含む市内河川は、都市に潤いを与える身近な自然環境です。河川の防災性に配慮しながら水辺に近づける護岸（階段）、水辺に近い小公園「（仮）水辺のポケットパーク」、快適な遊歩道等の整備により、水と緑のネットワークの形成を推進します。

（３） 緑地の整備方針

●緑地の保全と活用

風致地区をはじめとする山林等の緑地は、緑の景観の形成、水源涵養、治山治水、大気浄化等、本市全体の環境改善に寄与する貴重な自然資源であるので、積極的に保全するとともにアクセス道路や遊歩道、休憩広場、各種案内板、情報板の設置等、身近に自然に親しむ場として活用を図ります。

市街地を取り囲む農地は、無秩序な開発や市街化を抑制するとともに、生産地としてだけではなく地域の環境改善に寄与する緑地として機能しているため、生産力が高くのどかな農村景観を生み出すまとまった農地の保全を図ります。また、これらの農地は市民に身近な緑地でもあるため、「農業振興地域整備計画」等にもとづき計画的に農地の保全を図ります。

●市街地への緑の導入

道路や公園をはじめとする公共施設において植栽を積極的に導入するとともに、民有地においても、生垣や植木の奨励等により市街地の緑化を推進します。まちなかへの緑の導入を促進することにより、市街地環境の改善とともに、本市の特性を活かした緑あふれる市街地景観の形成を図ります。

村山公園・城本公園周辺および人吉城跡周辺は、市民が気軽に緑を楽しめる場であり、市街地環境の向上にも大きく寄与しているため、風致地区として今後も緑の保全を図ります。

（４） 規制の緩和、特例措置の活用

都市公園等の規制緩和や特例措置などの活用により、公共空間を柔軟に利活用することで、居心地が良く歩きたくなるウォークラブルなまちづくりを行います。

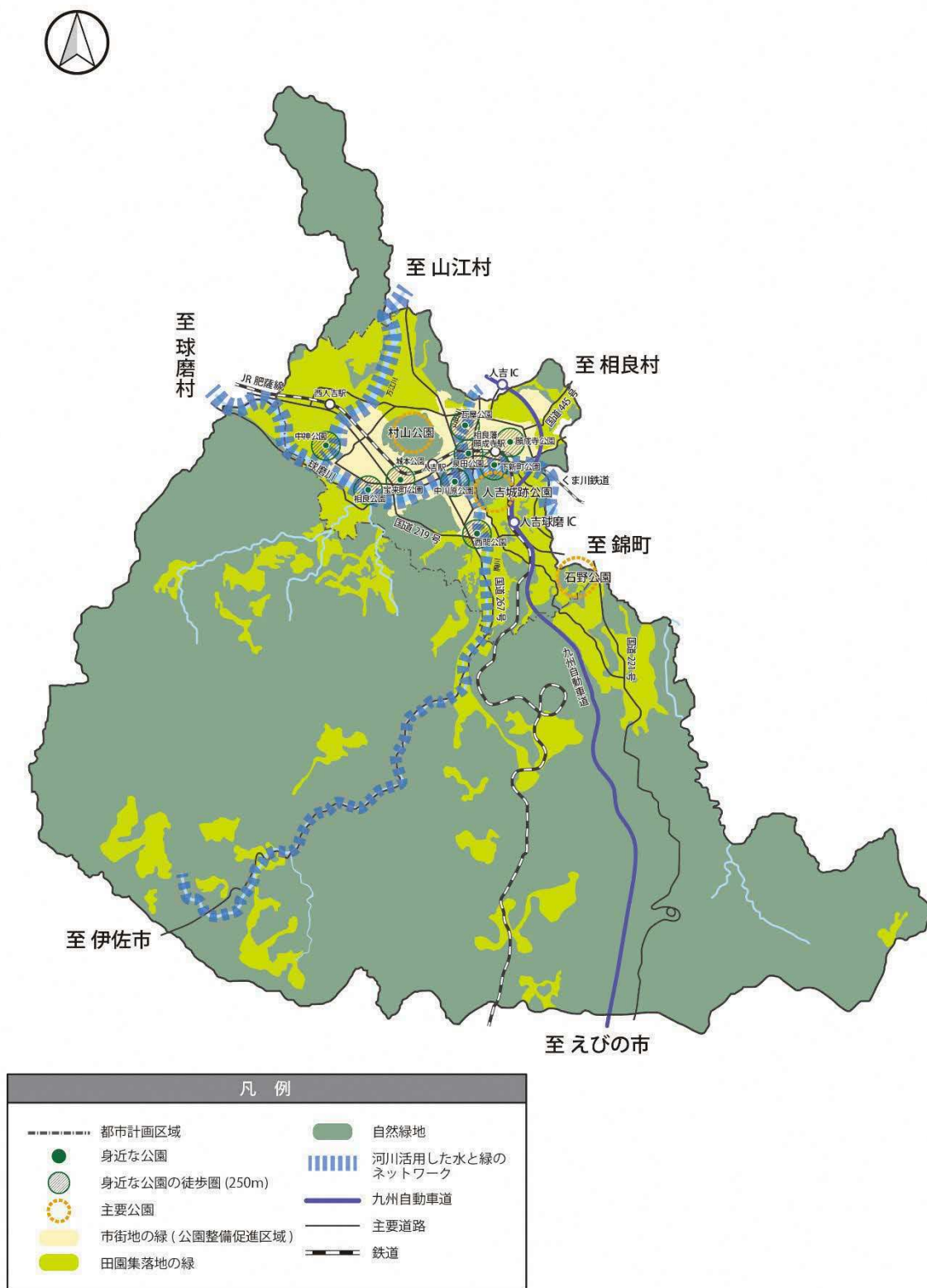


図 6-6 公園・緑地整備方針図(市全域)



図 6-7 公園・緑地整備方針図(都市計画区域)

6-3 河川の整備方針

6-3-1 河川整備の基本方針

■河川環境の保全と水辺に親しめる川づくり

本市を貫流する球磨川と、そこに流れ込む数々の河川は、本市の象徴として市民に親しまれており、その清らかな水の流れと美しい河川景観は、市民生活に潤いをもたらし、市外からの来訪者を魅了する重要な観光資源ともなっています。

今後も、本市の貴重な自然資源・観光資源として河川環境の保全を図るとともに、多自然川づくりや水質の向上等により、河川環境の質的向上を積極的に推進します。また、河川空間をより身近なものとするために、「球磨川・人吉地区かわまちづくり計画」と一体となって、親水護岸や遊歩道の整備等、親しみやすい川づくりを行い、本市の豊かな自然資源をまちづくりへ積極的に活用します。

■計画的な河川改修による河川災害の防止

近年は、台風や集中豪雨などによる洪水被害等が全国的に多発していることから、球磨川をはじめとする河川の治水対策等を進めていく必要があります。

本市においても、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けており、今後とも、安全安心な市民生活を保障するため、流域治水としての治水対策に取り組み、球磨川における未改修部分をはじめ、その他の河川においても大雨時の氾濫が多発する箇所等を明確にし、計画的、効率的な改修・整備を推進します。

6-3-2 河川の整備方針

■河川環境の保全

豊かな河畔林や美しい瀬、市街地内のせせらぎ、河川周辺を含めた美しい河川景観や豊かな自然環境を有する箇所等、河川において今後も保全し未来に継承することが望まれる箇所を明確にし、河川環境の保全と施設整備による活用を両立した川づくりを行います。

特に本市を代表する球磨川沿川は、観光資源の立地や球磨川の眺め等を考慮し、植栽やフットライト、グレードの高い舗装等による遊歩道整備やベンチ、ポケットパーク等の整備を行い、雄大な河川景観を楽しむ魅力的な歩行者空間として整備します。球磨川支川の胸川は、切り立った護岸や生い茂る植物等により水辺に近づくのが難しいため、河川改修等により河川の防災性を確保しながら、特に市街地内においては、堤防上の遊歩道や水辺に降りられる階段等の整備により親水性を高め、市街地内にゆとりをもたらす自然資源として活用します。

また、市街地内を流れる河川は、河川の防災性向上のために必要な河川断面を確保しながら、河川の親水性を高める水辺のポケットパーク（水辺広場、水辺に近づける階段）等の整備を推進します。

さらに、河川改修等の河川整備においては、多自然工法の採用や自然材料の活用等、自然環境への負荷の低減、周囲の景観と調和した自然景観の創造を図ります。また、親水性を高めるために階段や、遊歩道の整備等を行い、施設整備の際には必要最小限の施設構成、自然材料の活用、管理道路沿道への花卉植え付け等、豊かな自然景観の創造、周囲の農村景観との調和を図ります。

■水辺に親しめる川づくり

河川を市民生活により身近のものとするため、河川の自然環境の保全、防災機能の維持等に考慮しながら、水辺に親しめる施設整備を行います。

特に市街地内においては、切り立った護岸等により親水性が低い箇所に水辺に降りる階段や親水護岸、河川の自然環境に与える影響を押さえた小規模な親水空間「（仮）水辺のポケットパーク」等を整備し、市街地内のオアシスとして市街地環境の向上に河川を積極的に活用します。さらに、国土交通省の「かわまちづくり」との連携を図り、管理用道路の景観整備や、堤外地での遊歩道整備等により、点的に整備された親水空間を結び、球磨川やそこに流れ込む河川を連続して楽しめるような河川づくりを促進します。

また、再開した球磨川くんだりやラフティング、カヌーなどリバーアクティビティを活用し、一層の観光振興に取り組めます。

■河川の安全性の向上

球磨川においては、令和2年7月豪雨を教訓とし、河川整備計画に従い必要な河道の確保、未改修部分の整備等により河川災害の防止・軽減に寄与していくものとします。

また、その他の河川においても、大雨時の氾濫が頻発する等防災上問題のある箇所を明確にし、計画的、効率的な改修・整備を推進していくとともに、「国土強靱化計画」や「防災指針」の策定を進め、市民が安全・安心な居住が可能になる総合的な防災や減災対策の検討を進めていきます。



図 6-8 令和2年7月豪雨により被害を受けた中心市街地地区

6-4 下水道の整備方針

6-4-1 下水道整備の基本方針

本市の令和4年度（2022年度）末現在の下水道普及率は74.8%で、水洗化率は94.6%となっており、市街地の公共下水道整備はほぼ充足しています。

一方、下水道事業は厳しい財政状況下において、供用開始から40年以上が経過し、老朽化が進行しており施設・設備の維持更新が大きな課題となっています。

今後も、汚水・雨水の効率的な排除による住環境の改善、河川等の水質改善等の環境改善機能、浸水の防除等の防災機能を強化するため、適正な維持管理のもと施設の長寿命化を図ります。

6-4-2 下水道の整備方針

市民生活を支える重要なライフラインとしての役割を果たすため、適切な汚水処理と雨水対策を推進し、「人吉市下水道事業経営戦略」による長期的視点に立った経営の効率化・健全化に努めます。

また、施設等の老朽化対策や耐震化をはじめとした施設の維持・更新については、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に整備を進めます。

- 市街地（用途地域）内で、居住地としての魅力向上を図るとともに市街地内河川や水路等の水質向上を図り、水生生物の再生等、自然環境の復元を促進します。
- 下水道計画処理区域外においては、河川の水質向上等を進め自然環境の保全を図るため、合併処理浄化槽等の適切な排水施設の整備を促進します。
- 老朽化した下水道施設の維持・改修により汚水処理システムの最適化を実施し、流域治水の着実な実施を推進するとともに雨水管理総合計画に基づきハード・ソフト面から雨水対策に努めます。

6-5 市街地の整備方針

6-5-1 市街地整備の基本方針

水害を乗り越え、美しい球磨川や多様な文化・歴史とともにある本市らしい景観づくりと持続可能な地域づくりに取り組むため、既往の土地利用を基本としつつも令和2年7月豪雨による被害状況を踏まえながら球磨川沿いの復興まちづくり計画における重点地区ごとに土地利用の方向性を定めます。

また、住民・事業者等が主体となった社会実験（定期的なマルシェ等）を実施しながら、球磨川の治水対策の進捗を踏まえつつ、被災後に生じたまちなかの低未利用地の今後の再建、暫定利用を含めて利用の方法を検討していきます。

本市では、既成市街地である用途地域指定区域から用途地域外へ人口が流出し、幹線道路沿線へ大型商業施設の立地などを背景に、郊外にはいくつかの準居住区域が確立し、近隣町村との関係性においても、都市として一定の機能を担っています。今後は、居住の誘導や施設の集約化によりコンパクトなまちづくりを進めながら、郊外の準居住区域の動向にも注目をしていきます。

具体的には、公共施設の集約化をはじめ、医療、福祉、商業等の生活サービスや居住区域の計画的誘導等による都市機能の充実化といったコンパクトシティの形成を進めます。

また、令和2年7月豪雨により多大な被害を受けた市街地の復興を優先させつつ、効率的な基盤施設整備を実施し快適な市街地環境を実現するとともに、無秩序な市街化を抑制することで、農地を含む市街地周辺の自然環境の保全を図ります。

6-5-2 市街地整備の方針

○中心市街地とその周辺は利便性の高い居住地としての機能も有しており、少子高齢化社会の進行を踏まえ、歩道のバリアフリー化の促進や休憩用のベンチ、ポケットパーク等の整備、公営住宅の整備等、行動範囲の狭い高齢者等の弱者や歩行者に優しい魅力的なまちづくりを促進します。また、道路、河川敷地および都市公園等の規制緩和や特例措置などの活用により、公共空間を柔軟に利活用することで、居心地が良く歩きたくなるウォークアブルなまちづくりを行います。同時に、多くの来訪者が回遊し、散策を楽しむためにはある程度まとまった台数の駐車場を確保することが必要であり、中心市街地全体の均衡ある発展につながるような各種施策との連携や官民の連携による駐車施設の適正配置を進めます。

○建物密度の高い東地域の住宅地は、生活道路の適正幅員の確保、街区公園の適正な配置等の身近な基盤施設整備により、居住環境の改善を推進します。また、そぞろ歩きできる路地空間や、休憩場所や憩いの場として活用できる広場などの整備等、通りや隣接地との境界をできるだけオープンにし、地域住民や来街者にとって開かれた快適な空間が提供することで、所有者の境を越えたシームレスな都市空間形成を行っていきます。

○令和2年7月豪雨により被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、市街地の一部地域を「被災市街地復興推進地域」に指定しました。土地区画整理事業や地区計画の都市計画決定等により、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の構築、避難場所等の適正な配置を行い、災害に強い健全で良好な市街地形成を図ります。また、復興事業とあわせて店舗の再建支援を進めるとともに、まちなかの賑わいづくりや交流の促進に向け、複合的な機能を持つ交流の場づくりに取り組みます。

○令和2年7月豪雨により被害を受けた中心市街地地区、青井地区では、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、令和3年（2021年）7月21日に被災市街地復興推進地域（約21ha）の都市計画決定を行いました。

今後被災市街地復興推進地域においては、土地区画整理事業などの手法を用いながら復興事業に取り組みます。

6-6 交通体系整備の方針

6-6-1 交通体系整備の基本方針

■誰もが不自由なく利用できる利便性の高い総合交通体系の整備

近年、地方都市では交通機関としての自動車の役割は高まる一方であり、本市においても主要交通機関として、買い物や通勤・通学等様々な局面で市民に活用されています。

しかし、これからの少子高齢化社会の進展を考慮すると、自動車交通だけでなく、交通弱者であるお年寄りや子ども、障害の有無にかかわらず誰もが自由に移動できる交通体系を確立することが必要です。

そこで、自動車を持たない、もしくは運転ができない人や、公共交通機関で訪れる遠方からの来訪者等の利便性を確保するため、公共交通機関の充実、公共交通機関と自動車等の各種交通機関の連携強化、快適な歩行空間の整備、交通施設におけるユニバーサルデザインの導入等を促進し、誰もが不自由なく使える利便性の高い総合交通体系を確立します。

■広域幹線道路、市内道路網が連携した利便性の高い道路ネットワークの整備

本市の広域道路網は、九州の高速自動車交通網の基幹を成す九州自動車道（人吉IC、人吉球磨SIC）、本市と周辺地域を連絡する国道、県道等により形成されています。

広域的に利用されるこれらの道路においては、道路改良の促進に加え、街路樹の設置等の道路景観整備を行うことにより、市民のみならず市外からの来訪者の利便性、快適性の向上を図り、地域間交流の活性化を促進します。

また、環状道路の整備により通過交通を効率的に処理し市街地環境の維持を図るとともに、市内の移動を確保する市内道路網と広域幹線道路網を効率的に接続し、利便性の高い放射環状の自動車交通網を確立します。

■将来都市構造、土地利用を実現する適切な道路配置と拠点の整備

本市においては、自動車が主要な交通機関となっており、今後もその傾向は続くと考えられます。

そこで、道路整備は交通機能の向上のみならず、市街化、宅地開発の動向に大きな影響を与えることから、道路計画においては、将来の都市構造、土地利用、市街化動向等を考慮し、市街地内への人口誘導を考慮した適切な道路配置を行います。

また、さらに広域化する生活圏や地域間交流を背景に、将来の都市構造を見据えた場合、人吉ICと人吉球磨SICは、本圏域最大の交通拠点としての発展が期待される場所ですが、特に、新たに設置したSICは国道に接続しながらも、その周辺は拠点性に乏しく、利便性、安全性、沿線景観を含め、人吉球磨圏域、鹿児島、宮崎との県際地域に向け開いた本市の玄関口としてふさわしい周辺環境の整備に努めます。